

公益社団法人青森県物産振興協会 会員規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県物産振興協会（以下「協会」という。）定款第5条に定める協会の会員について必要な事項を定めるものとする。

(入会申込)

第2条 会員として入会しようとするときは、所定の入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

(入会審査基準)

第3条 会員は、次の基準を満たす者とする。

- (1) 定款の目的及び事業に賛同していること
- (2) 公序良俗に反するおそれがないこと
- (3) 第7条に掲げる会費を納入できること

(入会承認)

第4条 入会の申込は、理事会において入会の可否について審査を行い、その結果を会長が本人に通知する。

- 2 ただし、入会審査基準に照らし、理事会において入会申込が承認されることが確実であり、理事会の開催が相当期間先になる場合は、理事会において入会が承認されることを条件に、会長の決裁により入会を承認することができる。

(入会日)

第5条 入会日は、入会の申込が理事会において承認された日とする。

- 2 ただし、前条第2項による場合は、会長が承認した日に遡及して、理事会において入会を承認することができるものとする。

(異動の届出)

第6条 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに所定の変更届を会長に提出するものとする。

(会費)

第7条 会費は、別記のとおりとする。

(会員の事業利用)

第8条 会員になった者は、定款に定める事業を利用することができる。

- 2 事業の利用に当たっては、別に定めるところにより、協会から利用料等を求めることがある。

(退会)

第9条 会員は、所定の退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(退会日)

第10条 退会日は、会長が退会届を受理した日とする。

(会費の不返還)

第11条 既納の会費は、年度の途中で退会した場合であっても返還しない。

(改正)

第12条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日に社団法人青森県物産振興協会の会員である者は、この規程の適用があったものとみなす。

別記（第7条関係）

会費は年額で1口1万円とし、必要な口数は下表のとおりとする。

会 費 の 区 分		口 数
(1) 正会員 協会の目的に賛同する者で、原則として 県内に住所又は主たる事業所を有する農 林水産物及び加工品の生産者、製造業者 及び販売業者等並びに関係団体	個人事業者 加工グループ	1口以上
	法人事業者 産地直売施設	2口以上
	関係団体	3口以上
(2) 特別会員 協会の目的に賛同する地方公共団体、商 工団体又は商工支援団体及びこれらに準 ずる団体	県	10口以上
	市	7口以上
	町村	5口以上
	観光連盟	5口以上
	その他団体	3口以上
(3) 賛助会員 協会の事業を賛助する者又は団体	上記以外	1口以上